

いただいた主なご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>1. 細かな改造が行われた結果、改造車が自動車製作者等が燃費値の算定の申請を行っていない状態となり、燃費値を持たなくなることが想定される。検査時に測定された車両重量、幅、高さを型式指定自動車のものと比べることで、型式指定自動車の燃費値から検査時に改造車の燃費値を算定することはできないか。</p>	<p>燃費値の算定は短時間で簡単にできるものではないこと等の理由から、検査時に燃費値を算定することはできません。このため、燃費値は事前に算定しておく必要があります。今般の制度では、改造車の燃費値は車両重量等を類型化して算定することで、個別の車両について燃費値を算定する必要がないよう配慮しています。</p>
<p>2. 燃費値の算定等が遡及適用された結果、自動車重量税はどのような手続きで還付されるのか。再度持込検査が行われるのであれば、車検時と重量に変化があった場合にはどのような扱いになるのか。</p>	<p>還付対象者には、自動車重量税法第16条の規定に基づき、還付が行われることとなります。また、自動車重量税の還付は、納付時の車両重量や燃費基準達成レベルに基づき行われますので、再度現車を提示していただく必要等はありません。</p>